



腐敗防止基本方針

1. 目的

NSユニテッド海運グループは、事業を遂行する国・地域に適用される腐敗防止に関する法規制を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することを目的として本方針を策定しました。

2. 適用範囲

本方針は、NSユニテッド海運グループの全ての会社及び当社グループの全ての役職員（雇用形態を問わない、以下同じ）に適用されます。また、NSユニテッド海運グループの事業活動に関連する全てのビジネスパートナーの皆様にも、本方針への理解と協力を求めてまいります。

3. 遵守する法令

NSユニテッド海運グループ及び当社グループの役職員は、事業活動を行う各国・地域の腐敗行為防止関連法令を遵守します。

4. 腐敗防止への取り組み

NSユニテッド海運グループ及び当社グループの役職員は、以下の禁止事項を遵守します。

(1) 腐敗行為の防止

国内外の取引において、公正、透明、自由な競争並びに適正な取引を推進し、マネーロンダリング、カルテル、インサイダー取引などの不正な取引をしません。

(2) 贈収賄行為の禁止

国内外を問わず、公務員その他あらゆる利害関係者に対して、不当・不正な利益を得る目的をもって、金品、その他の利益や便宜の授受などの違法な行動および不当な利益追求をしません。

(3) 違法なファシリテーションペイメントの禁止

日常的な行政サービスの円滑化または迅速化を目的とした公務員等への少額の支払いであるファシリテーションペイメントを行いません。

(4) 違法な政治資金の提供の禁止

政治資金規正法を遵守し、政治・行政との健全かつ正常な関係の構築の遵守に努めると共に政治活動に関する違法な寄付を行いません。

5. 推進体制

NSユニテッド海運グループは、社長を委員長とする内部統制・コンプライアンス委員会を設置しています。同委員会は、腐敗および贈収賄防止を含む、コンプライアンス増進のための体制を整備するとともに、コンプライアンスに係わる規則の遵守を推進しており、定期的と同委員会より取締役会に報告する体制としております。

6. 違反への対処

NS ユナイテッド海運グループは、役職員が国内外の腐敗行為防止関連法令に違反した場合には、社内規程に基づき、厳正に処分を行います。

7. 通報窓口の設置

NS ユナイテッド海運グループは、通報者の匿名性が保障され、これを利用することによる不利益な取扱いを受けないことが保証されているコンプライアンス通報窓口を社内外に設置し、本基本方針に違反している疑いがある、またはその懸念がある場合にはこれを通報してもらうことにより、適時適切な処置を可能としております。

なお社内通報窓口には相談員を、社外相談窓口には弁護士を置き、加えてより匿名性の高い窓口として第三者機関を起用しております。

8. 教育・啓発

NS ユナイテッド海運グループは本方針の中で定めた禁止行為の周知、国内外の腐敗行為防止関連法令の遵守を徹底することを目的として、全ての役職員への教育・啓発活動を行なっていきます。

本方針は、2023 年 1 月 31 日に取締役会において承認されました。以後の改廃についても取締役会の承認により決定します。

2023 年 1 月 31 日
NS ユナイテッド海運株式会社
代表取締役社長 山中 一馬